

第15期定時株主総会電子提供措置事項

第 1 5 期 報 告 書

(2022年7月1日から2023年6月30日まで)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査等委員会の監査報告
株 主 総 会 参 考 書 類

株式会社And Dホールディングス

(証券コード 3457)

(提供書面)

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が収まる中、経済活動の正常化が進み、個人消費や企業収益は、全体として持ち直しの動きがみられました。しかしながら、海外における金利上昇基調やインフレの影響など、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界におきましては、日銀の金融緩和政策継続により住宅ローン金利は引き続き低水準で推移しており、堅調な住宅需要を背景に事業環境はおおむね良好に推移いたしました。

このような状況の下、当社グループにおきましては、新たに策定した2025年6月期を最終年度とする中期経営計画に基づき、一層の成長と発展による企業価値向上に努めております。フランチャイズ事業、ハウス・リースバック事業、金融事業、不動産売買事業を成長強化事業として経営資源を集中し、更なる拡大に向けた人材及び広告宣伝等への積極投資を行い、各事業間の連携を密にすることで不動産×金融サービスの深化及び高収益体質化の促進を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度におきましては、売上高は49,552百万円(前期比19.7%増)、営業利益は3,176百万円(同10.6%増)、経常利益は3,358百万円(同13.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は2,195百万円(同12.2%増)となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

1) フランチャイズ事業

フランチャイズ事業では、開発余力の大きい首都圏及び都市部の新規加盟開発活動に注力し、積極的な広告宣伝投資によるブランド認知度の向上及び集客を行うことで、新規加盟獲得に繋げてまいりました。当連結会計年度における新規加盟契約数は114件を獲得し、累計加盟店舗数は692件となりました。

また、スーパーバイザーの加盟店フォロー体制の強化や各種新規サービスの開発及び提携企業の拡充を図り、当連結会計年度における新規開店店舗数は124店舗、累計開店店舗数は623店舗となりました。

その結果、セグメント売上高は3,137百万円(前期比5.1%減)、セグメント利益が2,054百万円(同10.7%減)となりました。

2) ハウス・リースバック事業

ハウス・リースバック事業では、住みながら自宅を売却できる不動産を活用した資金調達方法として、老後の生活資金や事業資金への活用など、様々な顧客の資金ニーズに応じてまいりました。取組件数の更なる拡大に向けた広告宣伝・人材投資の継続等の効果により、問合せ件数及び仕入契約件数は順調に推移し、当連結会計年度におきましては、1,147件を新規に取得しました。また、充実した在庫を活かして流動化を実施し、1,082件をファンドや不動産買取会社等への譲渡、再売買及び処分を行いました。また、保有不動産は累計673件となり、賃貸用不動産として運用しました。

その結果、セグメント売上高は22,226百万円(前期比53.8%増)、セグメント利益が3,250百万円(同89.2%増)となりました。

3) 金融事業

金融事業では、グループの強みである全国ネットワークの査定力、販売力を活かし、不動産の活用により顧客の資金ニーズに対応してまいりました。リバースモーゲージ保証事業では、提携金融機関の新規開拓及び連携強化によるリバースモーゲージの認知度拡大、利用促進に努めてまいりました。当連結会計年度におきましては、新規保証件数は421件、累計保証件数は1,185件となり、保証残高は13,169百万円となりました。また、不動産担保融資では93件の融資を実行しました。

その結果、セグメント売上高は513百万円(前期比31.5%減)、セグメント利益が116百万円(同15.7%減)となりました。

4) 不動産売買事業

不動産売買事業では、住宅ローンの超低金利が続く中、消費者の住宅購入に対するニーズは底堅さを背景に、不動産売買仲介直営店との連携等により仕入の強化を行ってまいりました。コロナ禍においても積極的な仕入を継続したことで充実した商品在庫の売却が順調に進み、当連結会計年度における取引件数は640件（前期比8.5%増）となりました。

その結果、セグメント売上高は19,869百万円（前期比7.8%増）、セグメント利益が1,782百万円（同5.4%増）となりました。

5) 不動産流通事業

不動産流通事業は、不動産売買仲介事業を行っております。ワンストップサービスの起点として、各事業とのシナジーを効かせた収益の獲得を図ってまいりました。住宅ローンの超低金利継続による実需は堅調に推移しましたが、一方で、注力事業への人員シフトのため店舗を統合したことなどにより、当連結会計年度における仲介件数は2,028件（前期比29.0%減）となりました。

その結果、セグメント売上高は1,273百万円（前期比28.8%減）、セグメント利益が546百万円（同25.3%減）となりました。

6) リフォーム事業

リフォーム事業では、不動産売買仲介事業との連携による中古住宅＋リフォーム受注や、住宅設備メーカー等とコラボレーションしたリフォームイベントを積極的に開催することで集客に繋げてまいりました。当連結会計年度における契約件数は1,642件（前期比9.6%減）となり、完工件数は1,784件（同1.4%減）となりました。

その結果、セグメント売上高は2,529百万円（前期比4.8%減）、セグメント利益が218百万円（同11.4%増）となりました。

事業別売上高

(単位：百万円)

事業区分	第14期 (2022年6月期) (前連結会計年度)		第15期 (2023年6月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
フランチャイズ事業	3,304	8.0%	3,137	6.3%	△167	△5.1%
ハウス・リースバック事業	14,455	34.9%	22,226	44.9%	7,771	53.8%
金融事業	750	1.8%	513	1.0%	△236	△31.5%
不動産売買事業	18,431	44.6%	19,869	40.1%	1,437	7.8%
不動産流通事業	1,790	4.3%	1,273	2.6%	△516	△28.8%
リフォーム事業	2,658	6.4%	2,529	5.1%	△128	△4.8%
その他	5	0.0%	2	0.0%	△3	△57.3%
合計	41,395	100.0%	49,552	100.0%	8,156	19.7%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は5,988百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度に取得した主要設備

不動産売買事業

収益物件等の取得 5,098百万円

ロ. 当連結会計年度に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

不動産売買事業

使用目的変更に伴う販売用不動産へ振替 1,419百万円

なお、当連結会計年度の期首より従来固定資産として計上していたハウス・リースバック物件等について、保有目的を固定資産から販売用不動産へ変更しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金18,587百万円の調達を行いました。また、事業資金の効率的な調達を行うため、取引銀行27行と総額18,310百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントにかかわる借入未実行残高は3,514百万円であります。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2020年 6 月期)	第 13 期 (2021年 6 月期)	第 14 期 (2022年 6 月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (2023年 6 月期)
売 上 高(百万円)	32,878	39,037	41,395	49,552
経 常 利 益(百万円)	1,716	2,514	2,947	3,358
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	1,030	1,616	1,955	2,195
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	52.94	82.87	100.00	112.19
総 資 産(百万円)	54,243	57,306	65,495	83,027
純 資 産(百万円)	11,578	12,877	13,852	15,395
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	592.27	656.34	706.07	784.67

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2022年6月期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、2022年6月期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 12 期 (2020年 6 月期)	第 13 期 (2021年 6 月期)	第 14 期 (2022年 6 月期)	第 15 期 (当事業年度) (2023年 6 月期)
売 上 高(百万円)	27,596	30,520	25,789	25,309
経 常 利 益(百万円)	1,233	1,296	1,358	2,746
当 期 純 利 益(百万円)	759	843	953	2,133
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	39.00	43.24	48.78	109.05
総 資 産(百万円)	36,634	39,821	49,628	56,864
純 資 産(百万円)	10,372	10,891	10,776	12,248
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	530.37	554.82	548.84	623.86

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しており、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2022年6月期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、2022年6月期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ハウストゥ住宅販売	5	100.0	フランチャイズ事業・ 不動産売買仲介業等
株式会社フィナンシャルドゥ	99	100.0	不動産担保融資・保証事業等
株式会社ピーエムドゥ	10	100.0	プロパティマネジメント等
株式会社京葉ビルド	90	100.0	不動産賃貸業等
株式会社ハウストゥ・ジャパン	3	100.0	不動産売買事業・ リフォーム事業等

(注) 1. 当社子会社である株式会社小山建設は、2023年1月1日付で自社を吸収合併消滅会社、株式会社ハウストゥ・ジャパンを吸収合併存続会社として吸収合併を行い、消滅いたしました。そのため、株式会社小山建設につきましては、重要な子会社から除外いたしました。

2. 当社子会社である株式会社フィナンシャルドゥは、2023年2月28日付で減資を行い、資本金が減少しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症の影響が和らぎ、経済活動が正常化する中で、企業収益や業況感は緩やかに改善いたしました。しかしながら、資源価格の高騰や各国中央銀行の利上げの影響など、外部環境の変化には引き続き十分留意する必要があります。

当社グループの属する不動産業界におきましては、日銀の金融緩和政策継続により住宅ローンは低金利で推移し、事業環境はおおむね良好に推移いたしました。

このような環境の下、当社グループの対処すべき課題は以下のとおりと認識しております。

① 主要事業の強化と事業シナジーの強化

当社グループは、「全てのエリアにハウスドゥ お客様のより近くに安心、便利な窓口を創り出す。」をビジョンに、その窓口たる直営店及びフランチャイズチェーンを全国に張り巡らせることを目指しております。そして、住宅・不動産業界における社会的な問題やお客様の不便さを解決することを事業化し、全国の店舗ネットワークを通じてサービスを提供してまいります。

顧客接点である不動産流通事業の営業店舗を事業活動の拠点となる地域に出店することにより、地域ごとの顧客ニーズ、不動産情報、市場動向、顧客嗜好等の把握を行うとともに、営業地域全体の情報を蓄積し、事業シナジーを強化することで事業基盤の拡大を図ってまいります。

また、人口減少や少子高齢化により、中長期的には住宅の新築着工戸数は減少傾向にあるものの、一方で中古住宅流通市場は、政府政策においても既存住宅流通及びリフォーム市場を2018年時点の12兆円から20兆円に増加させることを長期的目標に掲げております（出所：国土交通省、2021年3月「住生活基本計画（全国計画）」）。このことから、同業他社や、他業界からも既存住宅流通関連事業への参入の動きがあり、当社グループは、各事業の連携（事業シナジー）を高めるとともに、不動産流通事業を基盤として、集客を増やし、取引件数を増やすことで、関連事業のサービス（受注）の機会を増やし、お客様満足度の向上を図ってまいります。

② ブランド戦略と首都圏への展開

当社グループは、タレントで元プロ野球選手の古田敦也氏をイメージキャラクターに起用し、全国的にテレビCMを実施しており、お客様に安心・信頼のイメージを打ち出すとともに、とりわけ首都圏での認知度アップ・ブランド力向上を図り、フランチャイズ加盟店の増加に繋げております。広告宣伝効果に加え、店舗数増加に伴うブランド価値や信用力向上効果もあり、フランチャイズ加盟検討企業の増加や、従来買い手の仲介契約が多かったところをフランチャイズチェーン全体において、売り手の相談増に繋がっております。出店余地の大きい首都圏への加盟開発強化をはじめ、更なるネットワークの増大を図り、ブランド力の向上を図ってまいります。

③ フランチャイズ加盟店開発強化

不動産業界は、情報サービス化の方向で業界再編が進んでおります。大手はより規模を拡大し、住宅業界や建設資材関係大手も不動産業ネットワークを構築しようとする動きがあります。公益財団法人不動産流通近代化センター発行の2023不動産業統計集（3月期改訂）によると、不動産業界はその95%超が従業員10名未満の中小零細企業であり、顧客の信頼を得るため、ネットワークに属する動きが加速するものと考えます。そのような中、当社グループは、新規地域進出を含め、更なる加盟店ネットワーク規模の拡大のために積極的な募集活動を進めてまいります。グループのテレビ・ラジオCM等のメディア・ブランド戦略の実施と合わせて、加盟店募集活動に注力いたします。

また、加盟店の業務支援サービス（特に教育・研修）の拡充とサービスレベルの向上を行い、加盟店の業績向上をアシストし、増店を推進してまいります。一方で、フランチャイズネットワークのサービスレベルに達しない、あるいは達する見込みがない加盟店については、入れ替え等の施策を実施することでフランチャイズチェーン全体のサービスレベルの向上を図ってまいります。

④ 販売用不動産の取得

当社グループは、直営店エリアでお客様のニーズのある仕入れをより強化し、販売、リフォーム、建築に繋げることで、フランチャイズ加盟店情報を通じた仕入れに加え、不動産業者ネットワークの構築と、「家・不動産買取専門店」のチャンネルで直営店を出店し、売主からの直接仕入情報の収集や、地域不動産業者からの仕入れのルート構築を図り、多岐にわたる仕入情報のチャンネルを構築することで安定した販売用不動産の取得を可能にしております。

⑤ ハウス・リースバック事業強化

当社グループにおいて、不動産を活用した資金調達方法として住みながらその家を売却できる「ハウス・リースバック」が好調で、反響対応、コンサルティングセールスの人員の増強が必要であります。個人住宅のセールアンドリースバック商品であり、売買、賃貸の両スキームで対応を要し、また、お客様それぞれのニーズも異なるため、販売員のセールススキルが求められます。安定した賃料収益と売却によるキャピタルゲインを得ることが可能な収益性の高い事業として、当社グループにおける中核事業と位置付けて経営資源を投下し、不動産流通事業等からの人員シフト及び新規採用や、更なる集客のための広告宣伝に投資をしております。顧客反響の中にはリバースモーゲージや不動産担保ローンの顧客層からのニーズも多く、当該ニーズを汲み取りビジネスチャンスに繋げるべく、金融機関との提携やグループ会社の株式会社フィナンシャルドゥにおいて、金融事業も推進しております。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値の最大化を図るためには、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが必要と考えており、最も重要な経営課題の一つとして、2022年9月制定のコーポレートガバナンス・コードに沿って、積極的強化に取り組んでおります。また、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制システムに係る基本方針を制定しており、同基本方針の着実な運用に加えて、経営トップからのメッセージ発信やコンプライアンス教育の強化、内部通報制度の拡充等によりコーポレート・ガバナンスの更なる強化に努めてまいります。

⑦ コンプライアンス体制の強化

当社グループは、法令、定款及び社内規程等の遵守は勿論のこと、日々の業務を適正かつ確実に遂行し、クリーンで誠実な姿勢を企業行動の基本として、お客様の信頼を得ると同時に事故やトラブルを未然に防止する取り組みを強化しております。CCO（チーフコンプライアンスオフィサー）職を中心とし、日常業務における関連法令遵守の監督を徹底するとともに、リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会の定期的開催、各種取引の健全性の確保、情報の共有化、再発防止策の策定等を行っております。また、社内啓蒙活動を実施し、厳正な管理による企業の社会的責任（CSR）を重視した透明性のある管理体制の構築を図っております。

⑧ 成長事業への経営資源の配分

当社グループは、各事業において人材採用ニーズがありますが、景気回復と実需の底堅さから各企業の採用ニーズは高く、採用環境は厳しい状況にあります。そのような環境下で、当社グループは、成長過程にあります。より収益性を高めるため、成長強化事業に優先して経営資源を注いでまいります。

⑨ 財務管理の強化

当社グループは、販売用不動産、事業用地並びに資産の取得資金を主として金融機関からの借入れによって賄い、負債における有利子負債の占める割合が高く金利動向に大きな影響を受ける財務構造となっておりましたが、「ハウス・リースバック資産の流動化」によるリファイナンス、自己資本の充実により、金利情勢、金利動向に影響を受けやすい財務構造の課題改善に努め、成長強化事業を中心とした事業拡大への投下資本を拡大することが可能となっております。今後も、投下資本の拡大、早期回収による安定的な収益の確保を行い、強靱な財務基盤の構築を図り、競争力の強化に取り組んでまいります。また、取引金融機関との良好な関係維持により、取引関係の強化を図り、相互理解を深めつつ、円滑な資金調達並びに調達コストの低減に努めてまいります。

⑩ 人材採用育成の強化

当社グループが手掛ける各事業を拡大する上で、人的サービスの占める割合は高く、当社グループは人材を最も重要な経営資源として位置付け、他社との差別化を図っていく考えであります。

当社グループは、将来の中核を担う人材としての新卒社員の採用を強化し、今後についても当社グループの事業及び経営理念に共感する新卒社員を採用することで事業基盤の安定並びに拡大を図ってまいります。こうした観点から、潜在能力の高い新卒社員の採用と、早期に戦力化を図るために効果的な教育研修を実施してまいります。さらに、当社グループの成長速度を促進するために、人材採用については競争が激しい中、新卒社員だけではなく、能力が高く即戦力になる中途採用も積極的に増やしていく考えであります。

また、営業部門、管理部門に限らず、すべての職種においてライフイベントに応じてキャリアを継続することができるようにワークライフバランス制度を取り入れております。今後さらに、社員一人ひとりの成長をサポートできる仕組みを強化してまいります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 25,000,000株
- ② 発行済株式の総数 19,569,200株
- ③ 株主数 7,932名
- ④ 単元株式数 100株
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
有限会社AMC	6,946,000	35.49
安藤 正弘	2,103,700	10.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,030,700	5.26
木下 圭一郎	584,000	2.98
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NORTHERN TRUST (GUERNSEY) LIMITED RE GGDP RE:AIF CLIENTS 15.315 PERCENT NON TREATY ACCOUNT	400,000	2.04
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	373,300	1.90
金城 泰然	300,000	1.53
野村証券株式会社	277,100	1.41
小岩井 壮	225,200	1.15
京都中央信用金庫	224,000	1.14

(注) 持株比率については、自己株式(561株)を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2023年 6 月30日 現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	安 藤 正 弘	CEO 株式会社ハウストゥ住宅販売 代表取締役 株式会社ピーエムドゥ 代表取締役 株式会社フィナンシャルドゥ 代表取締役 株式会社京葉ビルド 代表取締役 株式会社ハウストゥ・ジャパン 代表取締役 有限会社AMC 代表取締役 株式会社A&M 代表取締役
取 締 役 副 社 長	松 本 裕 敦	CHO 兼 CTO 兼 CAO 兼 CISO
専 務 取 締 役	富 田 数 明	CFO 株式会社フィナンシャルドゥ 代表取締役
常 務 取 締 役	富 永 正 英	株式会社ハウストゥ住宅販売 代表取締役 株式会社ピーエムドゥ 代表取締役 株式会社京葉ビルド 代表取締役 株式会社ハウストゥ・ジャパン 取締役
取 締 役	佐 藤 淳	CCO 兼 CLO
取 締 役	服 部 達 也	株式会社ハウストゥ・ジャパン 取締役 株式会社京葉ビルド 取締役
取 締 役	池 田 唯 一	株式会社大和総研 常務理事 株式会社大和ネクスト銀行 取締役 (非常勤)
取 締 役	原 繭 子 (戸籍名：有馬繭子)	原公認会計士事務所 代表 株式会社サンマルクホールディングス 社外取締役

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役	蟹 瀬 令 子	株式会社ケイ・アソシエイツ 代表取締役 レナ・ジャポン・インスティテュート株式会社 代表取締役 東急株式会社 社外取締役 株式会社FOOD&LIFE COMPANIES 社外取締役 株式会社キタムラ・ホールディングス 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	古 山 利 之	株式会社ハウスドゥ住宅販売 監査役 株式会社ピーエムドゥ 監査役 株式会社フィナンシャルドゥ 監査役 株式会社京葉ビルド 監査役 株式会社ハウスドゥ・ジャパン 監査役
取締役 (監査等委員)	山 本 邦 義	中小企業金融円滑化センター株式会社 代表取締役
取締役 (監査等委員)	本 多 利 枝	林法律事務所 弁護士 株式会社助太刀 社外監査役

- (注) 1. 取締役池田唯一氏、取締役原繭子氏、取締役蟹瀬令子氏、取締役 (監査等委員) 山本邦義氏及び取締役 (監査等委員) 本多利枝氏は、社外取締役であります。
2. 取締役原繭子氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 古山利之氏は、常勤監査等委員であります。金融機関の法人部門での長年の経験と事業会社にてCFO・監査等委員などの経営経験を有しており、財務及び会計における相当程度の知見を有しております。当社の事業内容全般に精通する常勤者として情報収集の実効性向上を強化するため、同氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役 (監査等委員) 山本邦義氏は、金融機関の法人部門での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役池田唯一氏、取締役原繭子氏、取締役蟹瀬令子氏、取締役 (監査等委員) 山本邦義氏及び取締役 (監査等委員) 本多利枝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、執行役員及び管理職従業員（取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された者をいい、執行役員を除きます。なお、会社法以外の法令においてこれらと同等の地位にあるとされる個人を含みます。以下「管理職従業員」という。）並びに子会社の役員、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。

ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、当該保険契約には免責額の定めを設けておりません。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年7月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会（現：指名・報酬委員会）へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会（現：指名・報酬委員会）からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等決定の件】

2021年3月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）により、株主総会決議に基づく取締役の報酬等について、取締役（「監査等委員である取締役」を除く。以下、同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めることが求められていることから、当該方針を下記のとおりといたします。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の「基本報酬」（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映し、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いと個人の評価等に応じて算出された額を「役員賞与」（金銭報酬）として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬諮問委員会（現：指名・報酬委員会）の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、「新株予約権（ストックオプション）」報酬とし、定時株主総会終了後に開催する取締役会で付与の有無を決定の上、毎年一定の時期に、無償で付与するものとする。その内容及び付与する個数は、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定するものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬諮問委員会（現：指名・報酬委員会）において検討を行う。

取締役会及び下記「5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」に基づき委任を受けた代表取締役社長は、報酬諮問委員会（現：指名・報酬委員会）の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲を踏まえて取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績を踏まえた役員賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、役員報酬の協議機関である報酬諮問委員会（現：指名・報酬委員会）に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえ、同委員会と十分協議を行った上で決定をしなければならないこととする。なお、新株予約権（ストックオプション）報酬については、個人別の割当株式数を取締役会において決議する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	175 (15)	175 (15)	— (—)	— (—)	9 (3)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	24 (12)	24 (12)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	199 (27)	199 (27)	— (—)	— (—)	12 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2017年9月26日開催の第9期定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2017年9月26日開催の第9期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち、社外取締役は2名）です。
4. 取締役会は、代表取締役安藤正弘氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬諮問委員会（現：指名・報酬委員会）がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役池田唯一氏は、株式会社大和総研の常務理事及び株式会社大和ネクスト銀行の取締役（非常勤）であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役原繭子氏は、原公認会計士事務所の代表及び株式会社サンマルクホールディングスの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役蟹瀬令子氏は、株式会社ケイ・アソシエイツ及びレナ・ジャパン・インスティテュート株式会社の代表取締役であり、また、東急株式会社、株式会社FOOD&LIFE COMPANIES、株式会社キタムラ・ホールディングスの社外取締役を兼任しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）山本邦義氏は、中小企業金融円滑化センター株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）本多利枝氏は、林法律事務所の弁護士及び株式会社助太刀の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	池 田 唯 一	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、客観的立場から適時適切に経営陣に対する活発な意見表明をいただき、金融分野での豊富な経験と幅広い見識に基づき、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	原 繭 子	2022年9月27日就任以降に開催された取締役会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての多様な経験と幅広い見識に基づき、監督、助言等を行うなど、客観的・中立的立場から意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	蟹 瀬 令 子	2022年9月27日就任以降に開催された取締役会10回のうち8回に出席いたしました。出席した取締役会において、長年にわたる企業経営経験と高い見識から、監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	山 本 邦 義	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また、監査等委員会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、必要に応じ、主に経験豊かな会社経営者の観点から、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、出席した監査等委員会において、監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について必要な発言を適宜行っております。 指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員指名・報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	本 多 利 枝	<p>当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また、監査等委員会17回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、企業法務またコーポレート・ガバナンスの観点から、監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、出席した監査等委員会において、監査の方法その他の監査等委員の職務の執行に関する事項について必要な発言を適宜行っております。</p> <p>指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員指名・報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p>

(注) 前記及び上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が16回ありました。

連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	58,873	流動負債	33,849
現金及び預金	10,314	工事未払金	1,262
完成工事未収入金	86	短期借入金	17,520
売掛金	59	1年内償還予定の社債	1,060
契約資産	191	1年内返済予定の長期借入金	9,652
販売用不動産	34,680	リース債務	4
仕掛販売用不動産	9,240	未払金	591
未成工事支出金	273	未払費用	433
営業貸付金	2,514	未払法人税等	636
その他	1,528	未払消費税	170
貸倒引当金	△14	契約負債	1,404
固定資産	24,154	賞与引当金	181
有形固定資産	17,386	資産除去債務	6
建物及び構築物	5,252	完成工事補償引当金	3
土地	11,941	その他	919
その他	192	固定負債	33,783
無形固定資産	1,476	社債	2,256
のれん	339	長期借入金	30,162
その他	1,136	リース債務	9
投資その他の資産	5,290	長期預り保証金	846
投資有価証券	3,741	繰延税金負債	386
長期前払費用	558	資産除去債務	94
繰延税金資産	391	完成工事補償引当金	27
その他	609	負債合計	67,632
貸倒引当金	△9	(純資産の部)	
資産合計	83,027	株主資本	15,343
		資本金	3,377
		資本剰余金	3,395
		利益剰余金	8,570
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	11
		その他有価証券評価差額金	△3
		為替換算調整勘定	14
		新株予約権	40
		純資産合計	15,395
		負債純資産合計	83,027

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	49,552
売上原価	34,220
売上総利益	15,331
販売費及び一般管理費	12,155
営業利益	3,176
営業外収益	
受取利息及び配当金	3
匿名組合投資利益	533
受取手数料	17
受取保険金	3
違約金収入	41
還付消費税等	120
持分法による投資利益	38
その他	64
営業外費用	
支払利息	504
支払手数料	117
投資有価証券売却損	0
その他	16
経常利益	3,358
特別利益	
固定資産売却益	1
新株予約権戻入益	0
関係会社株式売却益	0
特別損失	
固定資産除却損	5
投資有価証券評価損	27
減損損失	18
税金等調整前当期純利益	3,309
法人税、住民税及び事業税	1,126
法人税等調整額	△12
当期純利益	2,195
親会社株主に帰属する当期純利益	2,195

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	32,246	流動負債	21,014
現金及び預金	7,951	工事未払金	283
売掛金	282	短期借入金	11,470
販売用不動産	12,636	1年内償還予定の社債	920
仕掛販売用不動産	792	1年内返済予定の長期借入金	6,816
未成工事支出金	8	リース債務	4
前渡金	78	未払金	460
前払費用	154	未払費用	155
関係会社短期貸付金	10,000	未払法人税等	305
その他の	343	未払消費税等	170
貸倒引当金	△0	契約負債	67
固定資産	24,617	預り金	129
有形固定資産	11,797	前受収益	159
建物	3,147	賞与引当金	72
構築物	12	固定負債	23,600
船舶	0	社債	1,896
車両運搬具	1	長期借入金	21,383
工具、器具及び備品	5	リース債務	9
土地	8,462	長期預り保証金	280
リース資産	13	資産除去債務	31
建設仮勘定	155	負債合計	44,615
無形固定資産	1,100	(純資産の部)	
商標権	33	株主資本	12,211
借地権	126	資本金	3,377
ソフトウェア	882	資本剰余金	3,395
その他の	58	資本準備金	3,395
投資その他の資産	11,719	利益剰余金	5,438
投資有価証券	3,597	その他利益剰余金	5,438
関係会社株式	7,071	別途積立金	75
出資金	4	繰越利益剰余金	5,363
長期前払費用	508	自己株式	△0
繰延税金資産	157	評価・換算差額等	△3
その他の	379	その他有価証券評価差額金	△3
資産合計	56,864	新株予約権	40
		純資産合計	12,248
		負債純資産合計	56,864

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年7月1日から)
(2023年6月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		25,309
売上原価		16,731
売上総利益		8,578
販売費及び一般管理費		7,063
営業利益		1,514
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,026	
匿名組合投資利益	533	
受取手数料	4	
違約金収入	24	
還付消費税	120	
その他	46	1,755
営業外費用		
支払利息	432	
支払手数料	81	
投資有価証券売却損	0	
その他	8	523
経常利益		2,746
特別利益		
新株予約権戻入益	0	
関係会社株式売却益	0	0
特別損失		
固定資産除却損	3	
投資有価証券評価損	27	
減損損失	7	38
税引前当期純利益		2,708
法人税、住民税及び事業税	619	
法人税等調整額	△44	575
当期純利益		2,133

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月28日

株式会社And Doホールディングス
取締役会御中

PwC京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 鍵 圭一郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田 村 透
業務執行社員

指定社員 公認会計士 立 石 祐 之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社And Doホールディングスの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社And Doホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年8月28日

株式会社And Doホールディングス
取締役会 御中

PwC 京都監査法人

京都事務所

指定社員 公認会計士 鍵 圭一郎
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田 村 透
業務執行社員

指定社員 公認会計士 立 石 祐之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社And Doホールディングスの2022年7月1日から2023年6月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月28日

株式会社And Doホールディングス 監査等委員会

取締役（監査等委員・常勤） 古山利之 ㊟

取締役（監査等委員） 山本邦義 ㊟

取締役（監査等委員） 本多利枝 ㊟

(注) 監査等委員山本邦義及び本多利枝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、利益配当につきましては経営上の重点施策の一つとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。このような基本方針に基づき、当期末の普通配当につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金40円
配当総額 782,745,560円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2023年9月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、社外取締役3名を含む取締役10名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、特段の意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

社 外：社外取締役候補者
独立役員：東京証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位
1 再任	男性 安藤 正弘	代 表 取 締 役 社 長
2 再任	男性 松本 裕敦	取 締 役 副 社 長
3 再任	男性 富田 数明	専 務 取 締 役
4 再任	男性 富永 正英	常 務 取 締 役
5 再任	男性 佐藤 淳	取 締 役
6 再任	男性 服部 達也	取 締 役
7 新任	男性 市田 真也	—（新任の為）
8 再任	社外 独立役員 男性 池田 唯一	取 締 役
9 再任	社外 独立役員 女性 原 繭子 <small>（戸籍名：有馬 繭子）</small>	取 締 役
10 再任	社外 独立役員 女性 蟹瀬 令子	取 締 役

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	あんど う まさひろ 安藤 正弘 (1965年6月11日)	1985年4月 ㈱戸田建設 入社 1991年4月 三伸住販㈱(後の㈱AMC、当社が2013年7月に吸収合併) 代表取締役 1997年3月 ㈱アンドエマ(後の㈱ハウストゥ京都、当社が2013年7月に吸収合併) 設立 代表取締役 1998年7月 ㈱安藤工務店(後の㈱ハウストゥ京都、当社が2013年7月に吸収合併) 設立 代表取締役 2000年10月 ㈱AMC 代表取締役(現任) 2009年1月 ㈱ハウストゥ・フランチャイズ・システムズ(現:当社) 設立 代表取締役 2010年3月 ㈱ハウストゥ住宅販売設立 代表取締役(現任) 2011年11月 ㈱ハウストゥ・キャリア・コンサルティング(現:㈱ビーエムドゥ) 設立 代表取締役(現任) 2012年2月 ㈱ハウストゥローンサービス(現:㈱フィナンシャルドゥ) 設立 代表取締役 2015年7月 当社 代表取締役社長 CEO 兼 営業統括本部長 2016年7月 当社 代表取締役社長 CEO(現任) 2018年2月 ㈱京葉ビルド 代表取締役(現任) 2019年8月 ㈱小山建設(㈱ハウストゥ・ジャパンが2023年1月に吸収合併) 取締役 2019年8月 ㈱小山不動産(㈱ビーエムドゥが2022年1月に吸収合併) 取締役 2019年8月 ㈱草加松原住建(現:㈱ハウストゥ・ジャパン) 取締役 2019年8月 ㈱A&M 代表取締役(現任) 2020年7月 ㈱ハウストゥ・ジャパン 代表取締役(現任) 2020年12月 ㈱フィナンシャルドゥ 代表取締役(現任)	2, 103, 700株
◇選任の理由 安藤正弘氏は当社創業者として、当社事業に関する豊富な知識と経験を活かし事業拡大を図り、当社及び当社グループの経営を担い牽引しております。当社及び当社グループの経営に関して幅広くかつ深い知見と思いを有しており、引き続き当社及び当社グループの方向性の明示や監督機能として期待できるものとし、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	まつもと ひろあつ 松本裕敦 (1963年3月30日)	1987年4月 日本電信電話㈱ 入社 2003年8月 ㈱エヌ・ティ・ティ・エムイー神奈川 取締役 2006年7月 日本電信電話㈱ 総務部門 人事人材開発部長 2010年7月 エヌ・ティ・ティ国際通信㈱ 取締役 2015年6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ 取締役 2018年1月 当社 入社 2018年4月 当社 CHO 兼 CTO 兼 ITソリューション本部長 兼 ITイノベーション部長 2018年8月 当社 CHO 兼 CTO 兼 事業推進本部長 2018年9月 当社 取締役 CHO 兼 CTO 兼 事業推進本部長 2019年1月 当社 取締役副社長 CHO 兼 CTO 兼 事業推進本部長 2019年8月 当社 取締役副社長 CHO 兼 CTO 兼 事業推進本部長 兼 キャリアデザイン室長 2019年8月 ㈱小山建設 (㈱ハウスドゥ・ジャパンが2023年1月に吸収合併) 取締役 2019年8月 ㈱小山不動産 (㈱ピーエムドゥが2022年1月に吸収合併) 取締役 2019年8月 ㈱草加松原住建 (現：㈱ハウスドゥ・ジャパン) 取締役 2019年9月 当社 取締役副社長 CHO 兼 CTO 兼 事業推進本部長 兼 キャリアデザイン室長 兼 報酬諮問委員 2021年8月 当社 取締役副社長 CHO 兼 CTO 兼 CAO 兼 事業推進本部長 兼 キャリアデザイン室長 兼 報酬諮問委員 2021年12月 当社 取締役副社長 CHO 兼 CTO 兼 CAO 兼 CISO 兼 事業推進本部長 兼 キャリアデザイン室長 兼 指名・報酬委員 (現任)	5,400株
◇選任の理由 松本裕敦氏は当社入社後、取締役副社長CHO兼CTO兼CAO兼CISOとして総務人事部門、情報システム部門を中心とした体制構築と強化に貢献しており、その実績から引き続き職務を適切に遂行していただけると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	とみた かずあき 富田 数明 (1955年5月25日)	1979年4月 ㈱滋賀銀行 入行 2001年6月 ㈱滋賀銀行 梅田支店長 2008年4月 (一財)日本パプテスト連盟医療団 出向 管理部長 2010年3月 (一財)日本パプテスト連盟医療団 入職 専務理事 事務局長 2016年1月 当社 入社 2017年6月 当社 財務部長 2017年11月 当社 執行役員 管理本部長 兼 財務部長 2018年3月 当社 執行役員 管理本部長 兼 財務部長 兼 不動産フ ァンド事業部長 2018年8月 当社 執行役員 経営戦略本部長 兼 財務部長 兼 不動 産ファンド事業部長 2018年9月 当社 取締役 経営戦略本部長 兼 財務部長 兼 不動産 ファンド事業部長 2019年1月 当社 専務取締役 CFO 兼 経営戦略本部長 兼 財務 部長 2019年9月 ㈱フィナンシャルドゥ 取締役 2020年1月 当社 専務取締役 CFO 兼 経営戦略本部長 兼 財務 部長 兼 経理部長 2020年7月 ㈱フィナンシャルドゥ 代表取締役 (現任) 2020年8月 当社 専務取締役 CFO 兼 経営戦略本部長 兼 財務 部長 (現任)	7,400株
◇選任の理由 富田数明氏は当社入社後、専務取締役CFOとして経理・財務部門を統率し、経営戦略の策定と推進に貢献して おり、その実績から引き続き職務を適切に遂行していただけると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	とみなが まさひで 富永正英 (1980年12月1日)	2003年4月 ㈱オリエントハウジング(現:当社) 入社 2010年4月 ㈱ハウストゥ住宅販売 代表取締役 2013年7月 当社 取締役 2015年6月 当社 執行役員 収益不動産事業部長 2016年7月 当社 執行役員 ハウス・リースバック事業部長 2017年5月 ㈱ピーエムドゥ 代表取締役 2018年2月 ㈱京葉ビルド 取締役 2018年6月 ㈱ハウストゥ住宅販売 代表取締役 2018年7月 ㈱京葉ビルド 代表取締役(現任) 2018年9月 当社 取締役 ハウス・リースバック事業部長 2019年9月 ㈱ピーエムドゥ 代表取締役(現任) 2020年1月 当社 取締役 ハウス・リースバック事業部長 兼 FC 事業部長 2020年1月 ㈱ハウストゥ住宅販売 代表取締役 兼 営業部長 2020年2月 当社 常務取締役 ハウス・リースバック事業部長 兼 FC事業部長 2020年7月 当社 常務取締役 ハウス・リースバック事業部長(現 任) 2020年7月 ㈱ハウストゥ住宅販売 代表取締役(現任) 2020年7月 ㈱ハウストゥ・ジャパン 代表取締役 2022年1月 ㈱ハウストゥ・ジャパン 取締役(現任)	36,000株
◇選任の理由 富永正英氏は当社入社後、ハウス・リースバック事業を担当する常務取締役として経営を担い、当社及び当社グループの経営に関して幅広くかつ深い知見と思いを有しており、引き続き当社及び当社グループの経営に活かしていただきたく、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	さとう あつし 佐藤 淳 (1963年4月22日)	1994年4月 最高裁判所司法研修所 入所 1996年4月 弁護士登録 渡邊隆法律事務所 入所 2001年4月 法律事務所 玲 開設 2011年1月 東京地方裁判所 司法委員 2012年10月 最高裁判所 民事調停官 2017年9月 当社 入社 2018年1月 当社 CLO 2018年9月 当社 取締役 CLO 2019年8月 当社 取締役 CCO 兼 CLO (現任)	2,100株
◇選任の理由 佐藤淳氏は弁護士資格を有しており、その長年の経験から当社入社後、取締役CCO兼CLOとして当社及び当社グループにおける各種法務案件に対応しており、その実績から引き続き職務を適切に遂行していただけると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	はっとり たつや 服部 達也 (1965年10月27日)	1989年12月 ㈱総販 入社 2001年10月 アップリフォームジャパン㈱(後の㈱ハウスドゥ京都、 当社が2013年7月に吸収合併) 入社 2009年9月 ㈱ハウスドゥ・フランチャイズ・システムズ(現:当 社) 取締役 2010年3月 ㈱ハウスドゥ住宅販売 取締役 2011年6月 当社 専務取締役 2011年12月 ㈱ハウスドゥ・キャリア・コンサルティング(現:㈱ピ ーエムドゥ) 取締役 2012年2月 ㈱ハウスドゥローンサービス(現:㈱フィナンシャルド ゥ) 代表取締役 2015年7月 当社 取締役 CCO 2015年7月 ㈱ハウスドゥ・キャリア・コンサルティング(現:㈱ピ ーエムドゥ) 代表取締役 2015年9月 当社 取締役 CCO 兼 施工管理事業部長 2016年7月 当社 取締役 CCO 2018年7月 ㈱京葉ビルド 取締役(現任) 2018年7月 ㈱ピーエムドゥ 取締役 2019年8月 当社 取締役 2020年7月 ㈱ハウスドゥ・ジャパン 取締役(現任) 2021年11月 当社 取締役 兼 建築設計本部長(現:建築管理本部) 2022年11月 当社 取締役(現任)	22,800株
◇選任の理由 服部達也氏は当社入社後、リフォーム事業を担当する取締役として経営を担い、当社及び当社グループの経営に 関して幅広くかつ深い知見と思いを有しており、引き続き当社及び当社グループの経営に活かしていただきた く、取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
7	※ いちだ しんや 市田 真也 (1978年11月6日)	2001年9月 ㈱リステアホールディングス 入社 2004年5月 ㈱INDEN 入社 2007年7月 みずほ信不動産販売㈱(現;みずほ不動産販売㈱) 入社 2010年8月 京都トヨペット㈱ 入社 2011年9月 ㈱オウミ宅建 入社 2012年3月 当社 入社 2013年12月 当社 山科中央店 店長 2017年12月 当社 売買事業部(現:不動産事業部) 営業部長 2019年8月 当社 執行役員 売買事業部(現:不動産事業部) 事業部長 2020年7月 ㈱ハウズドゥ・ジャパン 取締役 2021年3月 ㈱ハウズドゥ住宅販売 取締役(現任) 2022年1月 ㈱ハウズドゥ・ジャパン 代表取締役(現任) 2022年11月 当社 執行役員 不動産事業部長 兼 建築管理本部長(現任)	6,900株
◇選任の理由 市田真也氏は当社入社後、執行役員として不動産事業部を統率し、当社の経営に貢献しております。その実績を当社及び当社グループの経営に活かしていただきたく、新たに取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
8	いけだ ゆういち 池田唯一 (1959年10月2日)	1982年4月 大蔵省 入省 2014年7月 金融庁 総務企画局長（金融庁総務企画局企業開示課長、市場課長、企画課長、総務企画局参事官、総務企画局審議官、総務企画局長などを歴任） 2018年8月 日本銀行 理事 2021年9月 当社 社外取締役（現任） 2022年4月 ㈱大和総研 常務理事（現任） 2022年10月 ㈱大和ネクスト銀行 取締役（非常勤）（現任）	— 株
<p>◇選任の理由及び期待される役割の概要</p> <p>池田唯一氏は、取締役会において当社が抱える課題の本質を把握し、客観的立場から適宜適切に経営陣に対する活発な意見表明を行い経営の監督に適切な役割を果たしてまいりました。</p> <p>また、同氏は長年にわたり金融分野で指導的役割を果たし、金融庁総務企画局長、日本銀行理事等を歴任し、その金融分野での豊富な経験を通じて培われた専門的知見・見識を有しております。</p> <p>同氏に、引き続き当社の持続的な企業価値の向上に向け客観的立場から経営判断・監督を行っていただくことを期待し、社外取締役に適任であると判断し選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
9	はら まゆこ 原 繭子 (1965年6月3日) 戸籍名：有馬 繭子	2002年10月 中央青山監査法人(後のみずほ監査法人、2007年に解散) 入所 2007年1月 公認会計士登録 2007年8月 監査法人トーマツ(現：有限責任監査法人トーマツ) 入所 2012年4月 大阪市 入庁 行政委員会事務局監査部監査課配属 2016年6月 日本公認会計士協会近畿会幹事(現任) 2017年4月 原公認会計士事務所開設 代表(現任) 2019年6月 ㈱PALTAC 社外監査役 2022年9月 当社 社外取締役(現任) 2023年6月 ㈱サンマルクホールディングス 社外取締役(現任)	— 株
<p>◇選任の理由及び期待される役割の概要</p> <p>原繭子氏は、取締役会において公認会計士としての高度な専門知識と企業会計における豊富な見識をもとに、適宜適切に経営陣に対する活発な意見表明を行い経営の監督に適切な役割を果たしてまいりました。</p> <p>また、同氏は、行政機関における多様な監査経験を有しており、豊富な経験を通じて培われた専門的知見・見識を有しております。</p> <p>同氏に、引き続き当社の持続的な企業価値の向上に向け客観的立場から、取締役会の監督機能の強化、経営の健全性確保に関与いただくことを期待し、社外取締役に適任であると判断し選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
10	かにせ れいこ 蟹瀬 令子 (1951年7月14日)	1975年4月 ㈱博報堂 入社 1988年9月 ㈱博報堂生活総合研究所 主任研究員 1993年2月 ㈱ケイ・アソシエイツ 代表取締役社長(現任) 1999年6月 ㈱イオンフォレスト(現:ザボディショップジャパン ㈱) 代表取締役社長 2001年1月 日本小売業協会生活者委員会委員(現任) 2001年5月 (一社)日本ショッピングセンター協会理事 2004年5月 (一社)日本ショッピングセンター協会情報委員会委員長 2007年2月 レナ・ジャポン・インスティテュート㈱ 設立 代表取 締役(現任) 2010年10月 昭和女子大学グローバルビジネス学部客員教授 2015年6月 東急㈱ 社外取締役(現任) 2015年9月 内閣府消費者委員会委員 2020年12月 ㈱FOOD&LIFE COMPANIES 社外取締役(現任) 2021年6月 ㈱キタムラ・ホールディングス 社外取締役(現任) 2022年9月 当社 社外取締役(現任) 2023年5月 (一社)日本ショッピングセンター協会顧問(現任)	800株
<p>◇選任の理由及び期待される役割の概要</p> <p>蟹瀬令子氏は、取締役会において消費者志向マーケティング及び国際事業に関する豊富な経験と高い知見をもとに、適宜適切に経営陣に対する活発な意見表明を行い経営の監督に適切な役割を果たしてまいりました。同氏に、引き続き当社の持続的な企業価値の向上に向け客観的立場から、取締役の職務執行に対する監督・助言等をいただくことを期待し、社外取締役に適任であると判断し選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 池田唯一氏、原繭子氏及び蟹瀬令子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 池田唯一氏、原繭子氏及び蟹瀬令子氏は、現在、当社の社外取締役であります。各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって池田唯一氏は2年、原繭子氏及び蟹瀬令子氏は1年となります。
5. 当社は、池田唯一氏、原繭子氏及び蟹瀬令子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 本議案における各氏は、市田真也氏を除き現在いずれも当社の取締役であるところ、当社は保険会社との間で、各氏を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。また、当該保険契約は次回更新時（2023年9月1日時点）においても同内容での更新を予定しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約には免責額の定めを設けておりません。本議案が原案どおり承認された場合は、市田真也氏を含めた各候補者は当該保険契約の被保険者となる予定であります。
7. 当社は、池田唯一氏、原繭子氏及び蟹瀬令子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

社 外：社外取締役候補者
 独立役員：東京証券取引所届出独立役員

候補者番号				氏 名	現在の当社における地位	
1	再任		男性	古山 利之	取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	
2	再任	社外	独立役員	男性	山本 邦義	取 締 役 (監 査 等 委 員)
3	再任	社外	独立役員	女性	本多 利枝	取 締 役 (監 査 等 委 員)

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	ふるやま としゆき 古山利之 (1958年2月24日)	1981年4月 ㈱第一相互銀行(現:㈱三井住友銀行) 入行 同行板橋支店支店長、板橋法人営業部長、 西新宿法人営業部長などを歴任 2009年4月 ㈱キャンドゥ 入社 管理部 次長 2011年1月 ㈱キャンドゥ 執行役員 管理部 経理 財務部長 2011年12月 ㈱キャンドゥ 執行役員 管理本部 本部長 2012年2月 ㈱キャンドゥ 取締役 管理本部長 2014年2月 ㈱キャンドゥ 常務取締役 2017年2月 ㈱キャンドゥ 取締役(監査等委員) 2019年3月 当社入社 経営戦略本部財務部 マネージャー 2019年9月 当社 取締役(常勤監査等委員)(現任) 2019年9月 ㈱ハウスドゥ住宅販売 監査役(現任) 2019年9月 ㈱ピーエムドゥ 監査役(現任) 2019年9月 ㈱京葉ビルド 監査役(現任) 2020年2月 ㈱フィナンシャルドゥ 監査役(現任) 2020年3月 ㈱草加松原住建(現:㈱ハウスドゥ・ジャパン) 監査 役(現任) 2020年3月 ㈱小山建設(㈱ハウスドゥ・ジャパンが2023年1月に吸 収合併) 監査役 2020年3月 ㈱小山不動産(㈱ピーエムドゥが2022年1月に吸収合 併) 監査役	2,400株
◇選任の理由 古山利之氏は、金融機関の法人部門での豊富な経験を有し、また、企業経営・企業財務・会計・監査に従事した 経営経験並びに識見も有しており、常勤監査等委員である取締役として当該経験等を活かして、引き続き当社経 営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待して監査等委員であ る取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふりがな (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	やまもと くによし 山 本 邦 義 (1954年11月11日)	1978年4月 ㈱東海銀行（現：㈱三菱UFJ銀行） 入行 同行淵野辺、岐阜駅前各支店長及び㈱UFJ銀行（現：㈱三菱UFJ銀行）四ツ谷法人営業部長兼支店長などを歴任 2010年7月 中小企業金融円滑化センター㈱ 代表取締役社長（現任） 2013年9月 当社 社外監査役 2017年9月 当社 社外取締役（監査等委員） 2019年9月 当社 社外取締役（監査等委員）兼 報酬諮問委員（現：指名・報酬委員）（現任）	2,000株
<p>◇選任の理由及び期待される役割の概要</p> <p>山本邦義氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き当該見識等を活かして当社の経営について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待して監査等委員である社外取締役に適任であると判断し選任をお願いするものであります。</p> <p>また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			
3	ほんだ としえ 本 多 利 枝 (1964年10月7日)	1988年4月 スイス・ユニオン信託銀行㈱ 入行 2000年4月 最高裁判所司法研修所 入所 2001年10月 弁護士登録 すぎたに法律事務所 入所 2002年8月 林法律事務所 入所 2006年7月 イーバンク銀行㈱（現：楽天銀行㈱）入行 法務室長 2012年4月 弁護士登録抹消（留学の為） 2015年2月 アメリカ合衆国ワシントン州立 University of Washington School of Law 客員研究員 2015年7月 弁護士再登録 林法律事務所 入所（現任） 2020年9月 当社 社外取締役 2021年9月 当社 社外取締役（監査等委員） 2021年10月 当社 社外取締役（監査等委員）兼 報酬諮問委員（現：指名・報酬委員）（現任） 2023年6月 ㈱助太刀 社外監査役（現任）	200株
<p>◇選任の理由及び期待される役割の概要</p> <p>本多利枝氏は、弁護士として企業法務について豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして当社のコーポレート・ガバナンスを強化するべく、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待して監査等委員である社外取締役に適任であると判断し選任をお願いするものであります。</p> <p>また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本邦義氏及び本多利枝氏は、社外取締役候補者であります。
3. 山本邦義氏及び本多利枝氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の監査等委員である取締役としての在任期間は、本總會終結の時をもって山本邦義氏は6年、本多利枝氏は2年となります。なお、山本邦義氏は過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。また、本多利枝氏は過去に当社の社外取締役であったことがあります。
4. 当社は、山本邦義氏及び本多利枝氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 本議案における各氏は、現在いずれも当社の取締役であるところ、当社は保険会社との間で、各氏を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。また、当該保険契約は次回更新時（2023年9月1日時点）においても同内容での更新を予定しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約には免責額の定めを設けておりません。本議案が原案どおり承認された場合は、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。
6. 当社は、山本邦義氏及び本多利枝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

【ご参考】取締役会の構成及び取締役の専門性と経験（スキルマトリックス）

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成及び取締役の専門性と経験分野の分布は以下のとおりであります。

主な専門性・経験の項目としては、公正で透明性の高い経営を実践する上で中核的なスキルと考える「企業経営」「財務・会計」「法務・リスクマネジメント」「金融」及び「不動産事業の知見」に関するスキルを設定しております。また、長期ビジョンで掲げる経営戦略の実現のために重要度の高い項目として「IT」「人材育成」及び「サステナビリティ・ESG」の項目も設定しております。

氏名	当社における地位	主な専門性・経験							
		企業経営	財務・会計	法務・リスクマネジメント	金融	不動産事業の知見	IT	人材育成	サステナビリティ・ESG
安藤 正弘	代表取締役社長	●			●	●			
松本 裕敦	取締役副社長	●					●	●	
富田 数明	専務取締役	●	●		●				
富永 正英	常務取締役	●				●			
佐藤 淳	取締役	●		●					
服部 達也	取締役			●		●		●	
市田 真也	取締役					●			
池田 唯一	社外取締役（独立）		●	●	●				
原 繭子 <small>（戸籍名：有馬 繭子）</small>	社外取締役（独立）		●					●	●
蟹瀬 令子	社外取締役（独立）	●						●	●
古山 利之	取締役 （常勤監査等委員）	●	●		●				
山本 邦義	社外取締役（独立） （監査等委員）	●	●		●				
本多 利枝	社外取締役（独立） （監査等委員）			●	●	●			

（注）特筆すべきスキルのうち上位3つ以内のスキルを表示しております。

